

事務連絡  
令和3年8月17日

各都道府県  
財政担当課 } 御中  
地方創生担当課 }

国税庁課税部酒税課

飲食店等に対する休業要請に伴い影響を受ける酒類販売業者等への  
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行っています。

各地域における中小企業支援については、内閣府地方創生推進室又は同室及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの累次にわたる事務連絡を受け、当庁としても、各地域の実情に応じて、酒類販売業者等に対する積極的な支援をお願いしていたところです。

今般、緊急事態措置の延長等により、緊急事態措置区域での酒類を提供する飲食店への休業要請、まん延防止等重点措置区域での酒類の提供停止の要請が長期化しており、これらにより、酒類販売事業者の厳しい経営環境が長期化し、経営が一層困難になるおそれがあります。

このような中で、令和3年8月17日付内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」が発出されました。

これにより、令和3年7月14日付内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」により措置された中小企業庁の月次支援金の上乗せ・要件緩和について、7月

及び8月の支給分に加え、9月の支給分についても適用することとされました。

具体的には、都道府県が酒類販売事業者に対し、

- ① 8月・9月の2か月連続、売上減少▲15%以上の事業者について、▲30%以上減の者と同等のものとして9月分の横出し支援を行う場合
- ② 9月の売上減少▲90%以上の事業者に対する特別な上乘せ（合計4倍まで）を行う場合

であっても、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財政支援（国8割負担）を行うこととされました。

飲食店への酒類の提供停止を伴う休業要請等が長期間に及ぶなど、酒類販売事業者を巡る状況が深刻化しており、地方創生臨時交付金の事業者支援分に加え、今般の措置を含む協力要請推進枠の活用も併せて検討いただき、各地域の実情に応じて酒類販売業者等に対し積極的に御支援いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

(連絡先)

国税庁 課税部 酒税課 輸出促進室

平澤・反町

03-3581-4161 (内線 3397・3162)